

令和7年5月27日 質疑応答

質問内容	回 答
<p>・同種業務について、「急傾斜地崩壊防止施設の予備及び詳細設計」とありますが、同一業務内で予備設計と詳細設計の両方を満たす必要がありますでしょうか。また、様式4（管理技術者の経歴等）および様式5（予定担当技術者の経歴等）の同種業務経歴には、最大1件との記載がありますが、同一業務内での実施業務のみが実績として該当しますでしょうか。もし、別々の業務で同種要件を満足する場合、同種業務経歴は2件を記載してもよいでしょうか。</p> <p>・同じ業種区分について、「砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止施設の予備及び詳細設計」とありますが、同一業務内で予備設計と詳細設計の両方を満たす必要がありますでしょうか。</p>	<p>・同種業務について、予備設計または詳細設計のいずれか一つに該当する業務の経歴があれば、実績として記載して構いません。</p> <p>・同じ業種区分について、予備設計または詳細設計のいずれか一つに該当する業務の経歴があれば、実績として記載して構いません。</p>

令和7年6月12日 質疑応答

質問内容	回答
<p>「同じ業種区分」について、技術提案書評価要領(評価項目及び評価基準)別添3 P. 3には「砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止施設の予備及び詳細設計」と記載がございますが、技術提案書様式6には「急傾斜地崩壊防止施設の予備及び詳細設計」と記載されています。</p> <p>技術提案書評価要領のとおり、「砂防、地すべり」も「同じ業種区分」に含まれると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>技術提案書様式6の下段に記載の2.「同じ業種区分」とは、「砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止施設の予備及び詳細設計」とします。</p>